

富山県結婚支援検討会設置要綱

(目的)

第1条 富山県をはじめ、全国的に未婚化、晩婚化が一層進んでいる。「富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画」にもとづき、企業や団体等による自主的な結婚支援の取組みの内容・手法や行政による結婚支援策等について検討を行い、県全体で結婚を希望する独身男女を総合的に応援する体制を整備するため、富山県結婚支援検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 企業・団体等における結婚支援策に関すること。
- (2) 企業・団体等における結婚支援に必要な国、県及び市町村の施策に関すること。
- (3) その他県全体で結婚を希望する独身男女を応援する体制に関すること。

(組織)

第3条 検討会は委員15人以内で組織する。

2 委員は学識経験者、経済界及び市町村の代表者等のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 検討会に座長を置き、座長は知事が指名する。

2 座長は、会議を進行する。

(会議)

第6条 検討会は、知事が招集する。

2 知事が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、富山県観光・地域振興局地方創生推進室内に置く。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月6日から施行する。